

県内統一話題提供発表原稿

本原稿は平成21年度宮事研調査研究が各地区研修会に話題提供した、原稿全文です。会員の研修の参考にと、読み上げた内容を文面化し配布いたします。ご活用下さい。

はじめに

みなさんこんにちは。

宮事研調査研究部です。今年度もこの場をお借りし、共通話題提供をさせていただきます。今年度は3つのことについて情報収集した内容を「宮事研調査研究部による全県統一話題提供資料」にまとめました。こちらを参照頂きながら発表をお聞き下さい。

今回は、私たち事務職員が置けられている理由、そのことに対する中央の考えを少しでもつかめたらと、国庫負担制度と教職員定数について話題提供します。20年度の統一話題提供及び12月に開催した研修部セミナーで学んだ最新の学校事務を取り巻く情勢の発表と合わせて、これからを考える一手立ての提供を目指しました。

また、平成21年3月末に改正され誕生した「事務長制」その内容と導き出された経緯、今後の発展性など資料提供を中心に話題提供いたします。

義務教育費国庫負担制度について

制度の目的

この制度は、全国民が、全国どこでも無償で一定水準の義務教育を受けられなければならないとする「義務教育無償の原則」に基づき、義務教育費の大半を占める公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、国と地方の負担によりその全額を保障するものです。対象職員は、資料P2-1のとおりです。また、学級編制や教職員定数の標準を定める法律とあいまって、教育の機会均等とその水準の維持向上のために重要な役割を果たしています。

制度の変遷

資料P2-2の表をご覧ください。事務職員の給与費は昭和28年に制度が復活した時に国庫負担の対象となりました。昭和49年に学校栄養職員が国庫負担対象になり、この時期までは負担対象経費の拡大が続きました。

しかし、昭和59年大蔵省が事務職員・栄養職員給与を対象外にする「義務教育費国庫負担制度改革案」を打ち出し、制度の見直し論議が始まります。その後昭和60年から平成16年まで給料・諸手当以外の費用を順次一般財源化してきました。

さらに平成15年12月、総務・財務・文部科学大臣の平成16年度の義務教育費国庫負担金の取扱い合意の中で、学校事務職員については、平成18年度末までの国庫負担金全額の一般財源化検討の中で結論を出すとの取り決めがなされました。この合意を受けて、平成16年には制度そのものが、国庫補助負担金見直

しの対象とされました。その一方で、県ごとの平均給与と教職員定数から確定する国の負担金総額の範囲内で給与の種類・額や教職員数を地方が自由に決定できる総額裁量制が導入され、地方の自由度が大幅に拡大しています。その後2年間の論議の結果、平成18年4月義務教育費国庫負担制度は国の負担率を1/2から1/3に変更して決着しました。

三位一体改革

ここで、三位一体の改革について触れておきます。資料P3-3をご覧ください。地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図り、地方の行政改革を推進し地方財政の自立を目指したものです。①国庫補助負担金の改革②税源移譲を含む国と地方の税源配分③地方交付税の在り方を一体的に見直すことを目的としており、義務教育費国庫負担制度も削減の対象となりました。

その経緯は、地方六団体から義務教育費国庫負担金全額を廃止し、財源移譲の対象とする提案があり、それに対し平成17年秋までに中央審議会において結論を得るとの合意がなされています。

中央教育審議会では、「義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国庫負担制度は今後も維持されるべきである」と答申しました。これを受けて政府・与党間で、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担金制度を堅持する。その方針の下、国庫負担の割合を1/3とし、財源移譲を確実に実施すると合意を得ています。

一般財源化と学校事務職員

さて最後に義務教育費国庫負担金の一般財源化と学校事務職員について触れておきます。資料はP4-4です。

一般財源化がもたらす効果として、教職員給与に限らず教育効果の高い外部人材の活用や外部委託、教材の購入・開発、教育関係施設の整備等の様々な取り組みに財政資源を効果的に分配できるようになります。

しかし裏を返せば、これまで義務教育の教職員給与費に充てることとされていた財源が、どのような経費に充ててもよい財源になるのですから、すなわち義務教育教職員給与費のための財源保障が無くなることを意味します。教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とした義務教育費国庫負担金を安定的に確保する制度が縮小廃止されることにより、教職員の給与費に充てる財源の不足をきたし、教職員の給与水準の低下や教職員の人員削減や教育水準を維持するために必要な教職員の確保が困難になるとも考えられます。

現状では小・中学校の事務職員の1人配置が多いですが、給与費の財源不足による人員削減が起こった場合、事務職員の仕事を教員、臨時職員または他校と兼務する事務職員が行う可能性もあり、教育サービスの低下を招く恐れもあります。

昭和59年7月、大蔵省の義務教育費国庫負担制度見直しの方針では事務職員・栄養職員を負担対象からはずすという内容が報じられたこともあり、これ

から先の動向も予測はつきません。事務職員一人一人が学校運営の基幹職員であるという意識をもち、日々の仕事に励む必要があるのではないのでしょうか。

教職員定数について

制度の目的	<p>私たち教職員を学校に配置する人数の標準は国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる「義務標準法」によって定められています。この法律は、教育活動を円滑に行うために必要な教職員を確保することを目的とし、昭和33年に制定されました。</p>
法律の制定	<p>「義務標準法」が制定される以前の第2次世界大戦後当時は、学校教育法施行規則を基準としてきましたが、複式編制の標準が示されていないなど不明確なところがあり、課題の多い状況でした。</p> <p>また、次第に義務教育の拡充、児童生徒数の急激な増加に伴う「すし詰め学級」、さらには地方財政の悪化による義務教育水準の切下げが問題化される中、このような課題や問題を解消するため、資料P6-3のとおり昭和33年5月1日、「義務標準法」が制定され、昭和34年度から施行されました。</p> <p>この法律の制定によって初めて学級編制や事務職員を含む教職員の定数に関する基準が明確化され、さらにこの基準によって算出される教職員の定数が義務教育費国庫負担などの財政上の算定基礎になり、現在に至るまで義務教育の水準を確保する役割を果たしてきました。</p>
小中学校等の事務職員定数	<p>現行の義務標準法及び同施行令において、算定基準が定められていますが、基礎定数として、4学級以上の学校が1人、3学級の学校が3/4人。複数配置として、27学級以上の小学校及び21学級以上の中学校。加配措置として、要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校となっており、この基準により積み上げた定数が都道府県ごとに置くべき小中学校等の事務職員定数の総数の標準となります。</p> <p>なお、義務標準法はあくまでも都道府県ごとの標準となる定数の総数を示すものであり、市町村ごと、学校ごとの定数の配分に国は関与しないため、実際の配置は任命権者である都道府県教育委員会の判断により行われています。</p> <p>宮城県の場合これにより大規模校の複数配置分を小規模校に配置するなどして各校1人の事務職員配置がなされてる状況です。</p>
教職員定数改善の経緯	<p>昭和33年に制定された義務標準法は、その時代の今日的な課題に対応するため、これまで7次にわたり改善が行われてきました。</p> <p>改善の内容及び実施状況については資料P8の一覧にまとめましたのでご覧ください。</p> <p>第6次では財政状況悪化による抑制のため計画の延長、第8次は公務員人件費の縮減などを図る総人件費改革という行政改革により現在も見送られています。平成18年度以降はこの問題に対応するため、小規模な改善は図られて</p>

いますが、今日的課題の解決に向け、地方自治体等からの新しい定数改善計画の早期実現を望む声は少なくありません。

政府の方針として「教員の質と数の充実」を掲げていますが、教育の根幹となる制度ですので、私たち事務職員としても今後の動向を注視する必要があると思われま

事務長制について

平成21年3月26日付けで文部科学省から「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が通知され、規則上に「小中学校に事務長を置くことができる」とされました。資料はP9から掲載しています。

これまで、私たち事務職員は、「学校長の管理下の元、事務を司る。」「学校に事務主任を置くことができる。」とされてきましたが、本改正により、職としての「事務長」が認められたこととなります。この改正によって、事務職員がこれまで校長下の一学校職員でしかなかったものが、校長の監督を受けながら「事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他の事務をつかさどる」者とされた点、大きな一歩ではないかと考えます。

誕生の背景

さて、事務職員が学校に法的に配置されたのは昭和22年学校教育法の制定に始まります、昭和51年の施行規則の一部改正で「事務主任」設置が可能とされました。その後は、事務職員の国庫負担対象から外すという議論も有りながら、国庫負担率の圧縮という形で現在も維持されています。平成10年の中教審答申「今後の地方教育行政のあり方について」の中で「学校の事務・業務の共同実施」が提言され、「共同実施」キーワードに学校事務のあり方や試行が全国で活発になったことをご承知の通りです。文部科学省内の審議会の中でも、学校事務・事務職員のあり方がたびたび取り上げられてきました。平成17年の中教審答申で「事務長」の設置についての具体的な記述がされました。その後「教員の多忙解消」が言われ、より具体的な「事務長」の設置に関する議論が進みました。平成19年の「今後の教職員給与のあり方について」答申で「学校の組織運営体制の見直し」の中で教頭の複数配置、主幹（仮称）や事務長（仮称）の配置などを唱えた学校組織の強化が打ち出されました。これにより平成21年度から「副校長」「主幹教諭」の設置が実現しています。この時の前川喜平文部科学省大臣官房審議官によると、「事務長」についても一緒に制度化したかったが、私たちの力が足りなかったとしながらも「学校教育法施行規則第46条」の改正へ繋がりました。

通達の内容・問題点

さて、今回の規則改正により事務長の設置が規則上うたわれたもの、現実化へはまだ遠いようです。通達文書、資料P9やパブリックコメント、資料P12からを読むと、「教育委員会の判断により設置が可能である。」されていますが、多くの事務職員が県費負担職員であり、任命権者と服務監督者に相違が

あることから、実際として、市町村教育委員会単独での発令は困難と考えられます。21年から導入の主幹教諭のように、県教委主体で配置条件の整備と同様に事務長の発令をする環境が必要ではないか。と考えます。

また、設置には「当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に設置及び職務について規定すること」と通知されています。この条件整備をどう推進するのか。さらに、規則では「校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他の事務をつかさどる」とされている点に対して、「複数配置の1学校で完結する場合や共同実施組織で異なる学校のそれぞれ別の校長の監督を受けている職員の仕事をまとめる、束ねる。」という意味合いを持たせてるそうです。ことから、どのような形態の学校事務を教育委員会が想定し、事務長を配置する必要性を見いだすかが設置の鍵となると考えます。

おわりに

事務長制が国の法律となってまもなく1年を迎えます。現時点で22年度からこの事務長制を導入するという情報は全国的にもありません。

現実にはまだ遠いと感じる「事務長制」。しかし、当事者の自分たちが導入を願い、問題提起するような仕事運びや組織作りを行い、教育委員会に「事務長」の設置による教育向上の可能性を見いだすということが必要ではと考えます。

おわりに

以上事務職員として学校に配置される根拠「国庫負担」「職員定数」についてと、今後の動向に目を離せない「事務長制」について概要的な基礎知識をお伝えしました。これらは奥の深い内容です。機会があれば個々学んでみてください。

最後に調研部のPRです。調研部では22年10月に山形で行われる「東北事務研」で話題提供を行うことが21年9月の理事会で決定しました。「学校事務職員発、新しい学校事務の創造をめざして『伊達なみやぎの学校事務職員の未来像のを考える』～会員意見から未来を見つけ共有しよう～」と題して、昨年度からの調研部の取り組みを出発点に、「共同実施」をキーワードに事務職員意識向上に向けた研究を推進中です。次期総会にて報告の予定ですが現時点の概要を資料にまとめました。皆様からのご意見をお持ちしております。

以上で調研部からの県内統一話題提供を終わります。なお、今回も昨年同様、「会員意見収集アンケート」を実施いたします。内容は東北大会及び今後の研究推進の資料に活用する予定です。きたんないご意見をお願いします。ありがとうございました。